

議 事 録

1. 会 議 名 第 19 回 市民会議
2. 日 時 平成 23 年 2 月 14 日（月）午後 2 時 04 分～午後 4 時 54 分
3. 場 所 大阪弁護士会館 12 階 1203 会議室
4. 出 席 者（敬称略・順不同＝30 名）

議 長 三 成 賢 次

副 議 長 西 村 淳 一

委 員 李 清 一 幸 田 武 史 右 田 紀久恵

越 堂 静 子 田 渕 宏 政 西 島 秀 向

川 合 伸 二

○大阪弁護士会

平成 22 年度役員

会 長 金 子 武 嗣

副 会 長 上 原 武 彦 小 寺 史 郎 丹 羽 雅 雄

森 本 宏 池内 清 一 郎 高 橋 司

平成 23 年度役員

会 長 中 本 和 洋

副 会 長 松 本 岳 増 市 徹 辻 井 一 成

林 功 崔 勝 近 藤 行 弘

企画調査室

室 長 岩 田 研 二 郎

嘱 託 米 倉 正 実

貧困・生活再建問題対策本部

副 本 部 長 雪 田 樹 理 峯 本 耕 治

司法改革推進本部市民会議バックアップ部会

部 会 長 瀬 川 武 生

広報委員会

委 員 長 福 田 健 次

秘 書 課 員 吉 村 雅

議 事

1 開会

丹羽副会長

担当副会長の丹羽でございます。今日は寒くて、雪が降っている状態でございます。通算第 19 回の市民会議でございます。2010 年度では 3 回目ということになります。ただいまから第 19 回市民会議を開催させていただきます。

今年度は、2010 年 6 月 28 日に第 1 回目としまして、「弁護士会の組織と活動について」ということで、当会の岩田研二郎企画調査室長から問題提起をさせていただきました。第 2 回目は、昨年 11 月 1 日に「弁護士費用（弁護士報酬）について」というテーマで、松森司法改革推進本部副本部長から問題提起をし、御議論をいただきました。今日は、特に女性の視点から見た貧困問題及び子どもの貧困というテーマを中心に御報告させていただきます。御議論をいただきたいと思いますと思っております。

最初に、本年度 2010 年度の金子会長の執行部はこの 3 月末で退任ということでございまして、今、後ろにお座りいただいておりますが、来年度 2011 年度の会長、副会長が御出席でございます。

では、来年度の中本会長のほうからごあいさつ願います。

中本次年度会長

次年度の会長の中本和洋です。よろしくお願いします。

今日のテーマは、日弁連宇都宮執行部の重要課題の 1 つである貧困問題、その中の特に女性と子どもという弱い立場の人たちの問題ですので、皆さん方から率直な御意見を伺うことを楽しみにしております。よろしくお願いします。

増市次年度副会長

次年度副会長予定の増市徹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次年度のために今日は勉強させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

辻井次年度副会長

次年度副会長の辻井と申します。よろしくお願いいたします。

林次年度副会長

同じく次年度副会長予定の林功と申します。よろしくお願いいたします。

崔次年度副会長

次年度副会長予定の崔と申します。よろしくお願いいたします。

丹羽副会長

どうもありがとうございます。

では、審議に入っていきますが、議長のほうで議事進行をお願いします。よろしくお願いします。

三成議長

議長を務めます大阪大学の三成です。本日はよろしくお願いいたします。

2 議事録署名者指名

三成議長

審議に入る前に、最初に議事録の署名者を決めさせていただきたいと思います。

運営要綱によりまして議長が指名することになっておりますので、これは各委員の順番でお願いしております関係上、今回御出席の委員の中から、西島委員と田渕委員にお願いをしたいと思います。

3 審議「女性・子どもの視点から見た貧困問題」

三成議長

今回の審議テーマとして、大阪弁護士会の執行部からは、「女性・子どもの視点から見た貧困問題」がテーマとして挙げられております。関係する資料としては、資料 99「女性の視点から見た貧困問題」、資料 100「子どもの貧困」、資料 101「貧困・生活再建問題対策本部の活動報告」の3つの資料が事前に送付されております。レジュメも作成していただいております。雪田樹里弁護士、峯本耕治弁護士、丹羽雅雄副会長からそれぞれ御報告をいただくと伺っております。

それでは、よろしくお願いします。

(1) 貧困・生活再建問題対策本部の活動

丹羽副会長

メインは女性と子どもの貧困でございますので、私は5分程度にいたします。

資料 101 を見て下さい。大阪弁護士会は、2010 年 9 月 7 日に貧困・生活再建問題対策本部というものを設立しました。資料にその規則の全文が書いてあります。この目的でございますが、生活に困窮している者に対する生活再建を含めた救済の拡充を図る。それから、貧困にかかわる人権侵害を社会から根絶し、すべての人の尊厳に値す

る生存権を確立するための方策などの調査研究、提言等の諸活動を行う。とりわけ多重債務者、非正規労働者、失業者、高齢者、障がい者、外国籍者、子ども、一人親家庭、ホームレス、刑余者 ― 刑余者というのは、刑に服したことのある人です ―、犯罪被害者等生活困窮の原因を持つ者について原因を除去する諸活動をも行う。こういう目的で活動を開始しております。

先ほど中本次年度会長がおっしゃられましたけれども、日弁連も 2009 年 5 月の第 60 回定期総会決議で、労働と生活に関する総合相談窓口の設置推進という宣言をして、昨年 5 月宇都宮会長のもとで貧困問題対策本部を発足させて現在に至っています。

当会は、金子会長のもとで、この日弁連の動きとは余り連動しないで、今年の会務重点方針として当初より、貧困・生活に困窮している者に対する再建対策というものに総合的に取り組もうということで始まって、結果的には日弁連の動きと連動している状態でございます。

現在はいろいろな関連委員会から本部を構成しておりまして、本部長代行 1 名、これは辻公雄会員が本部長代行になっておりまして、今日御報告いただきます雪田・峯本会員も副本部長であります。

この間行ってきた活動状況でございますが、4 以下記載のとおり、皆さんのお手元にブルーのビラがありますが、「貧困と闘う！雇用と生活（暮らし）の崩壊にどう立ち向かうか」、これが記念設立シンポジウムということで、裏ページにありますように、ジャーナリストの基調講演、それから、パネルディスカッションで厚労省労働政策担当参事官室企画官の中井さんを含めて、ここに記載のとおりのパネリストをお呼びしてパネルディスカッションを行いました。

次に、それと連動したキャンペーン活動として、11 月 1 日から 2 日、4 日、5 日の 4 日間にかけて、「雇用と生活（暮らし）の無料相談会」というのを実施をしまして、48 件の相談がありました。それは、次のページのチラシでございます。

さらには、これは日弁連と連動した形ではありますが、12 月 1 日、「日弁連全国一斉雇用と生活ホットライン」というものを実施しました。次ページに集計結果があります。これは 1 日ですが、93 件の相談があり、相談内容は労働相談 24 件、生活保護相談 33 件、多重債務相談 10 件で、82 件は相談で終わりましたが、継続相談または受任という形で 11 件です。裏ページを見ていただきますと、実は大阪府下だけではなくて愛知とか福岡とか他府県からの相談もありました。例えば、40 歳の息子を持つ 60

歳の母からの相談です。息子は腰痛で、アルバイトが長続きしない。お母さんが貯金を取り崩して仕送りしてきたけれども、これ以上無理だと。息子は、数回福祉事務所に行ったが受け付けてもらえない、等々です。

次に、11月10日から30日にかけて、大阪府下に労働局の出張所があり、その全部に本部のメンバーが出張しまして労働相談を受けることもやっております。

それから、新たに生活保護相談を行おうということで、資料の最後のページ、「不安のない暮らし、応援します。私たちは、人として普通の暮らしを応援します。」というリーフレットがあります。毎週月曜日と木曜日の1時から4時、生活保護法律相談を3月から開始することにしております。

関連の活動としまして、貧困問題連続市民講座というのがありまして、現在17講まで終わっております。スウェーデン、フィンランド、イギリス、ドイツ等々の各国比較ということでございますが、これは毎回100名以上の市民の方に御参加いただきまして、もちろん無料で講座を開いております。

最後に、「ちょっと待った！子ども・子育て新システム」、これは子どもの権利委員会と貧困・生活再建問題対策本部共催で本会の2階で行います。保育園と幼稚園の一体化の問題点を出すシンポジウムです。

今後も、今申し上げたような相談活動を行います。生活保護相談を新たに設けたことと、従来、多重債務者救済対策本部の所管だった自殺未遂支援事業、大阪市と堺市から委託を受けていますが、これを引き継ぎます。それから、大阪市の多重債務者自立支援プログラムを引き継ぎます。それから、大阪労働局との連携体制を確立する。4月22日、5月16日には、貧困問題連続市民講座の19講と20講としてアメリカ及び韓国の問題点に関する連続講座を行います。生活困窮者の個別的な視点からさらに政策提言まで練り上げていくという方向で活動していきたいと思っております。

（2）女性の視点から見た貧困問題

雪田貧困・生活再建問題対策本部副本部長

続きまして、私のほうから、女性の視点から見た貧困問題ということについて御報告いたします。

資料99としてレジュメと、その後に資料を3点ほどつけておりますので御確認ください。

レジュメの最初から御説明いたしますが、弁護士会のこれまでの取り組みというこ

とで書かせていただいています。今、丹羽副会長のほうからも御報告がありましたけれども、貧困問題について、昨年の秋に貧困・生活再建問題対策本部を立ち上げたわけですが、その1年前の2009年8月から、弁護士会の人権擁護委員会内に貧困と人権プロジェクトチームをつくりまして、その活動の一環として行ってきたのが、ただいま紹介がありました貧困問題連続市民講座でございます。この貧困問題連続市民講座につきましては、初回の5回のものについては、皆様にも資料としてお配りしている明石書店の出版として「貧困を生まないセーフティネット」という形でまとめまして、広く普及する活動を行っています。

今日お話しします女性の視点から見た貧困問題につきましては、この貧困問題連続市民講座で昨年2月10日に東大の大沢真理教授をお呼びして、女性と貧困について学んだということがありました。

貧困・生活再建問題対策本部がこの秋にできたところですので、大阪弁護士会として女性と貧困についての本格的な活動がスタートしたばかりですので、今日は、どのような方向を今考えているのかということを皆様に御紹介をして御意見をいただきたく考えております。

ちなみに、これまで弁護士会として女性と貧困に関連するものとしてどのようなことがなされているのかということなのですが、古くは2002年5月に日弁連の総会決議で、「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」を上げております。関連する部分としましては、すべての司法手続をジェンダーの視点から見直す。速やかに積極的な是正措置をとることを決議しております。また、経済的に弱者である女性に焦点を当てまして、法律扶助だとか訴訟救助といった制度的な見直しをし、女性の司法へのアクセス障害を除去するための施策を速やかに実行することを決議しております。

そのほか、2004年には「養育費支払確保のための意見書」というものを出しております。また、一昨年になりますが、日弁連の両性の平等委員会が行ったものですが、女性と貧困の連続シンポジウムを行っておりまして、1回目は「母子家庭一福祉と自立のはざままで」ということで、福祉施策に主に焦点を当てております。2回目は「働いて生活できる賃金を！」ということで、主に女性の雇用問題について取り上げております。

昨年の秋ですが、日弁連の人権擁護大会では、子どもの貧困をテーマにシンポジウムを行いました。その際に、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもの生きる権

利、成長し発達する権利の実現を求める決議」を出しております。そこで、特に貧困率の高い一人親家庭について、児童扶養手当の拡充とともに、生活支援及び就労支援・職業訓練、住宅支援などにわたる生活全般の支援を充実させることということで、女性との関連でこの点を決議しております。

そこで、次に、女性と貧困の現状について簡単に確認をしたいと思います。

まず、年収の格差というところで経済的な格差を見たいと思うんですが、厚労省の統計によります数字を書いております。例えば年収 700 万円以上ですけれども、女性の場合は 3 %、それに対して男性は 22%が年収 700 万円以上であるということです。逆に低所得ですけれども、女性は 300 万円以下の年収が 66%、3 人に 2 人です。男性は 300 万以下が 22%ということになっております。女性は、さらに 200 万円以下の年収が 44%ということで、多くの女性が非常に低い賃金で生活しているということがお分かりいただけるかと思います。

この背景にあるのが、次の女性の就労状況と賃金ということでございます。まず、女性労働者の半数以上が非正規雇用です。パート労働の 9 割、派遣労働の 6 割強が女性であるということで、性別や雇用形態による賃金格差というものがあります。つまり、雇用形態でいいますと、正社員であるとかパート、派遣というようなことで、その雇用形態にも就労条件、賃金の格差がありますけれども、さらに男女比で見ましても格差がある。森ます美さんという大学の先生が 10 年ほど前に調べたものを持ってきているんですが、女性の正社員と男性の正社員の対比で、男性 100 に対して女性が 6 割です。フルタイムのパートの場合も、パートの男性が 100 に対して女性が 8 割、派遣労働の場合も、男性が 100 に対して女性が 6 割の賃金ということで、性差別と同時に雇用形態による差別がある。これが女性の経済的弱者をもたらしているということになっております。

このことについて、貧困問題という視点から厚労省が 2009 年 10 月に発表しました日本の相対的貧困率という数字を見たいと思います。相対的貧困率の場合は、貧困線が 114 万ということになっているわけですけれども、2006 年で 15.7%、これは OECD の 30 カ国中 4 番目に高い貧困率です。また、子どもの貧困率でいいますと 14.2 %、一人親の現役世帯の貧困率は 54.3%となっております。

お手元の資料の 4 ページに、今の数字を折れ線グラフにしたものがあります。さらに、表にしたものが 5 ページにあります。ここを見てくださいと、最新の数字が一番右でして、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満）の世帯の相対

的貧困率ということで、大人が1人の一人親現役世帯では54.3%という非常に高い数字が出ていることがお分かりいただけるかと思います。

これは、世界的に見ても非常に突出した貧困率であるということが次の6ページで御確認いただけます。これは2003年のものですので、今レジュメに書かせていただいた数字と若干ずれてはいるんですが、これを見ていただきましても、日本がとりわけ子どもがいる大人が1人現役世帯の貧困率が非常に高い。58.7%となっておりまして、30カ国中30位です。OECDの平均が30.8%ですから、突出して一人親家庭が貧困であるということがお分かりいただけるかと思います。

次に、レジュメに戻りますが、母子家庭の母の85%は就労しています。平均の就労収入は171万で、平均年収が213万円でございます。貧困世帯のうち2人以上が働いている世帯も39%もあるということで、これは大沢真理教授のお言葉なんです、「働いても貧困、共稼ぎでも貧困」というのが日本の現実であるということです。

これに対して福祉の手がどれほど行き届いているのかということ、一人親家庭の生活保護の受給が平成18年度は9.6%しかございません。一人親家庭で福祉関係の公的制度の利用がほとんどなされていないということを書きましたけれども、厚労省の調査結果等を見ましても、9割以上の方が福祉施策を利用したこともないという答えが出てきております。

また、DV被害当事者の調査を見ましても、公的制度の不十分さというものが指摘をされております。これにつきましては、時間の関係もありますのですべてを詳しくは御紹介できませんが、お手元の7ページからの資料ですが、これは民間のいくの学園というDV被害者のシェルターを営んでいるところのDV被害当事者の調査「482人の声を聴きました」から抜粋しておつけしているものです。

私が実務をしていてもよく出会うケースについて簡単にお話しいたしますが、8ページ、社会保障・経済支援とありますが、ここで声として上がっているのが、離婚をしていないので、別居期間中、児童扶養手当を受けることができないということ、それから、裁判中だと児童手当等々を夫が取得している状態で、つまり離婚が成立するまでの間、子どもを実際に養育している母の手に児童手当や児童扶養手当（子ども手当）がなかなか支払われにくい状態があるということでございます。それから、次の9ページ、住居の点についても、公営住宅等の所得制限があつてなかなか入れないとか、行政施策のところを見ますと、生活保護を打ち切られるのが怖いだとか、生活保護だけで生活するのはやっとなのであるということで、身の回りのものを買ったり携帯電

話を持てたりとかもできない状態であるということが指摘されています。

次のページになりますと、住宅に関してかなりいろいろありまして、公営住宅も含め、民間のアパートももちろんですけども、非常に借りにくい、住宅が見つからない、安い住宅が手に入らないだとか、障がいのあるお子さんを抱えている場合に入るところがないということがあります。

それから、施設や母子生活支援施設についての意見でも、プライバシーが保てない場所であると。例えば婦人保護施設などですと、8畳とか10畳の部屋に8人、10人といて、つまり1人1畳程度のところで皆さんが雑魚寝するような状態で詰め込まれているというのが保護施設の状況です。

それから、母子生活支援施設、これはDVの被害を受けたお母さんが子どもさんを連れて避難をして生活をする最もメインになる場所ですけども、ここでも施設の質が悪いだとか不便であるだとか、いつ追い出されるか非常に不安であるというふうなことが書かれており、その次のページにいきますと、これは本当によく耳にするんですが、部屋が非常に狭いので、6畳1部屋に子ども3人と親の4人で生活したりということで非常にしんどいとか、お風呂やトイレが共同ですので、なかなかトイレも自由に使えない、お風呂も数日に1回程度しか使えないだとか、そのようなことが書かれてあります。それから、入居してから電化製品とかは自分でそろえなければいけないんですけども、皆さんお金がないので、それをそろえるのも大変だという声が上がっております。

レジュメに戻りますけれども、このように一人親家庭への福祉の手がなかなか行き届いていない。最も大変だと思われるDV被害者の当事者の部分でも、十分な環境が準備されていないということになります。

次に、養育費の点ですけども、厚労省の母子世帯等調査結果の報告によりますと、取り決めたというものが38%、取り決めている世帯のうち現在も受けているという方が46.1%です。これを掛け合わせてみますと、母子家庭の2割弱しか養育費を継続して受け取っていないという実情が分かります。一世帯の平均養育費は月額4万2,000円程度となっております。

先ほども見ましたが、住居の状況ですが、母子世帯の場合の持ち家率が34.7%で、父子世帯の場合は58%なんですけれども、それと比較しても非常に持ち家率が低く、借家や公営住宅で生活をしている。先ほど見ましたDV被害当事者の調査によりますと、住まいは母子生活支援施設の方が37%、民間の賃貸住宅が29%、公営住宅は6.3

%、実家・きょうだい・親戚宅が6.7%、婦人保護施設が5.4%、持ち家が1.7%ということで、先ほど指摘したいろいろな問題を抱えている母子生活支援施設というものがDV被害者の方の主な生活場所になっています。

それで考えてみますと、当事者の切実な声を聞きますと、果たして健康で文化的な最低限度の生活が保障されているのかどうかということが非常に疑問です。住み処がないということだけにとどまらない広義のホームレスと言われる不十分な住居にある人たちの生活の実態調査というものが、国のレベルでも民間のレベルでもきちんとした調査が現在なされていないと思われまます。劣悪な居住環境のもとでの生活は、とりわけさまざまな被害を受けている者にとっては心身の健康を損なって、そして子どもたちの健全な成長や発達を阻害する要因となっているということが指摘できます。実際に母子生活支援施設ですが、傷ついた母たちがたくさん集まって生活をしている。しかも、その生活をしている居住環境が、一般の周りの世帯と随分違うひどいものになっている。十分な心のケアの体制もとられていない中で、子どもたちの成長が阻害され、被害を受けたお母さんの回復もなかなかままならないということで、その生活から抜け出すのが非常に大変である。生活保護を受給することができても、早く自立をしろということで行政からおしりをたたかれ、非常に落ち着かないというような今の生活状態になっています。公的な福祉制度の利用が十分になされていないという現状もあります。このような社会の中で余り日が当たらない周縁化されてきているこの問題を、女性と貧困の視点から明らかにしていく必要があると考えております。

そこで、貧困・生活再建問題対策本部として今後の取り組みですけれども、母子生活支援施設や婦人保護施設など、まずは大阪府下の公的施設における居住環境あるいは福祉制度の利用の実態に関してきちんとした調査を実施する。そういった施設で生活をする人々が人間らしい生活水準が保障されるように、その改善に向けてどのようなことが必要なのかという福祉制度等についての行政施策も含めた政策提言を行っていくということを確認し、取り組みを始めようということでスタートしているところでございます。

(3) 子どもの貧困

峯本 貧困・生活再建問題対策本部 副本部長

峯本です。私からは子どもの貧困ということで、今、雪田弁護士のほうから報告があった点と一部重なる点があると思いますけれども、子どもの貧困についてお話しさ

せてもらいたいと思います。

資料 100 に私のレジュメがあります。資料 100 の 3 ページ以降は、昨年 10 月に日弁連の人権擁護大会で子どもの貧困を取り上げたときの大会決議です。もう一つ、「子どもの貧困と虐待」という書籍をお配りさせていただいています。これは、その人権擁護大会のプレシンポジウムとして、大阪弁護士会で子どもの貧困と虐待の問題を取り上げてシンポジウムを開催しました。それをまとめた冊子で、大阪弁護士会の協同組合から発行されているものです。大阪弁護士会の子どもの権利委員会の編集で出版させていただいているものです。

子どもの貧困の問題は、注目されてきたのがこの 2 年ぐらいだと思います。なぜ、子どもの貧困の問題を大人の貧困の問題と分けて取り上げる必要があるのか、ということが出発点としてあると思います。子どもの貧困の問題は、もちろん子どもは産まれてくる家庭を選択できないわけですから、人生のスタートからかなりの不利を背負わされるということが本質的な問題で、それが結果的には子どもの発達にかなり大きな影響を与えていく。そこが貧困の連鎖の問題につながっていくことが、実情を見たら明らかな状況にあります。子どもの貧困を取り上げる意味は、貧困の問題が子どもの成長発達にそのまま影響を与えていく問題だということが 1 つの視点です。

家庭の貧困問題への取り組みには、貧困の問題自体を解消していくという取り組みが必要なわけですが、もう一つ、子どもの貧困を取り上げる意味は、仮に家庭が貧困という不利を抱えていても、それを子どもの教育などの不利へつなげない取り組みが必要ではないかということです。それは子育てのレベルでの支援であるとか保育のレベル、さらに言うと、社会へ出ていく窓口になっていくわけですから、教育の問題です。教育の問題で、親の不利を子どもの不利につなげない取り組みが必要ではないかというのが、もう一つの子どもの貧困を特に取り上げなければならない意味だと理解いただけたらと思います。

弁護士会の取り組みは始まったばかりなんですが、幾つかスタートしています。その前に、子どもの貧困の問題の現状をごく簡単に御説明させていただきたいと思います。

先ほど雪田弁護士のほうから御報告ありましたように、子どもの貧困率というのが 14.2%で、大人の貧困率よりも少し低く出ているわけですが、これも世界のトップクラスです。この 10 年を見ても、子どもの貧困は確実に上がってきているという状況にあります。

その中でも、一人親世帯の貧困率の高さ、特に母子家庭の貧困率の高さというのは際立っていると思います。一人親世帯の貧困率は54.3%で、50%を超えているのは日本だけです。しかも、母子世帯の貧困率は6割を超えている状態です。これはある意味で当たり前のことなんですけれども、相対的貧困ラインというのが大体220万円ぐらいなんです、母子世帯の平均収入が210万円ぐらいのところまで下がってきています。児童手当等を除くと180万円ぐらいのラインまで下がってきていますから、平均レベルが相対的貧困ライン以下だということなので、母子家庭だったら相対的貧困を抱えていると言ってもおかしくない現状にあるということです。それぐらい厳しい状況にあります。実際の生活を見ても、ダブルワーク、トリプルワーク、昼間に仕事を持っていて、さらに夜はアルバイトやパートに出るということは珍しくないです。これが子どもの養育環境に直接影響しているのが今の現状と思います。

さらに、若者や若年カップルの貧困率が高くなるというのは、これも当然のことだと思います。仕事も非正規雇用の割合が非常に高くなっているという現状にありますので、大変厳しい状態にあります。大阪では特にそうなんです、この2年ぐらいの間で乳幼児の虐待死事件というのが4～5件続いています。エポックメイキング的な事件になると思うんですが、昨年7月に大阪市西区で2人の子どもを置き去り死させたという事件がありますが、あの事件を初めとして、最近続いている乳幼児虐待死事件は全部貧困の問題を背景に持っていると言ってもいいと思います。貧困と虐待の問題というのは、もちろん貧困がそのまま虐待につながるわけではありませんけれども、お金があっても子育てというのは非常にストレスでしんどいものなので、お金があってもしんどいことが、お金がなかったらもっとしんどいのは明らかなことです。そういう意味での単純なつながりはどうしても出てきます。

特にネグレクト、子どもの養育の怠慢・放棄と言われているものがありますけれども、ネグレクトと貧困の関係は顕著だと申し上げてもいいかと思います。これもすごく単純で、ダブルワーク、トリプルワークが普通になってきているので、子どもの養育に充てることができる物理的な時間が非常に限られてしまう。しかも、仮に時間が1時間、2時間あったとしても、それは精神的にも非常に疲弊した状態で、ストレスを抱え、疲れた状態の中なので、なかなか余裕を持って子どもにかかわることができないわけです。虐待の問題で何が一番本質的な問題かというと、愛着形成に不全が生じるという点です。愛着形成不全とか愛着障害という表現をしますが、そういう愛着障害を生む可能性が非常に高くなります。仮に親が子どもに対する愛情を十分に持つ

ていても、それでもなかなか向き合う余裕がなく、そこからいわゆる虐待と言われる環境が生まれるリスクが非常に高くなっていると申し上げてもいいかと思います。

では、子どもの貧困問題は具体的にどのようにあらわれているかということです。

1つは、母子保健から見える子どもの貧困の問題点ということです。これは余り一般的には知られていませんけれども、保健センターの保健師さんが、乳幼児健診からスタートして、きめ細やかに配慮を必要とする家庭への家庭訪問をしたり、そういうサービスを提供されています。そういう中から見えてくる問題として、実は貧困の問題というのは、それが単発で存在するというよりも、例えば相談する人がいない、相談する機関がないなどの孤立の問題であるとか、アルコール、薬物依存の問題であるとか精神疾患の問題であるとか、若年出産、無計画出産から出てくるしんどさ、家事・育児のスキルの低さであるとか、先ほどもありました居住環境の悪さ、親自身の生育歴から来るいろいろな子育て上の問題、夫婦間の不和、DVの問題、社会的なスキル、生活スキルの低さなど、複合的な問題として貧困の問題があらわれてきているということが母子保健から見えてきています。そこから言えることは、単に生活保護で金銭的な支援をしていたらそれでいいのかというと、そうではなくて、生活全般への支援、そして継続的な相談みたいなものが非常に大切だということが見えてきています。

そのときに、保育所というのは非常に重要な役割を担うわけですが、待機児が非常に増えているというのが現状です。2009年10月1日現在で全国で4万6,000人の待機児がいます。これは1年前と比較しても6,000人ぐらい増加しているということです。全国の市町村は、かなり頑張っていたん待機児を減らしたんですが、それを超えて待機児が増加する傾向がこの1～2年で出てきているというのが今の現状です。

もう一つ、保育の問題に関しましては認可外保育所があります。待機児を減らすために保育所を増やしていくんですが、認可保育所とか公立の保育所を増やすというのはなかなかできない状態ですから、認可外の保育所に頼らざるを得ないような状況がございます。ただ、保育料が、公立は収入比例みたいな形で、収入が低ければほとんど無料でいけるということも保障されているわけですが、認可外保育所の場合はそういう収入比例になっていませんので、当然お金がかかります。ですから、単純に待機児がなくなればいいということにはなかなかかなりにくいわけですね。保育所の費用負担をどれぐらい下げられるかということは非常に大事な課題になっているということです。

医療は、一時無保険問題というのがあって、健康保険料を払えないことによって無

保険の子どもが出てきて、それで医療を受けられないという問題が出ていましたけれども、これについては、短期の被保険者証というのが交付されて、一応問題は解消されたと言われているんですが、いずれにしても3割負担とか2割負担の自己負担ができない親御さんが増えているので、結局子どもを病院に連れていけないという問題が潜在的な問題として存在すると言われています。

教育現場から見える貧困の問題としましては、教育費の負担の増大、それから給食費未納問題等、この辺が大きな問題として出てきています。就学援助が非常に増大していつているという状況にあります。ただ、国のほうでいわゆる就学援助の直接助成みたいな形が打ち切られて一般財源化されています。そのために、市町村ごとに就学援助の条件等が大きく変わってきていて、市町村の経済力によってかなり違いが出てきているという課題が生じています。

それから、中退についてですが、高校中退の表に出てきている理由は、学力の問題であつたりということで、貧困問題が直接的には理由になっていないケースもあるんですが、実際に実態調査をしたら、ほとんどのケースで背景に貧困問題を持っているということが分かっています。これも余り知られていませんが、全体でいいますと、5%から8%の子どもたちが高校を中退しています。これは12人から20人に1人で、毎年全国で10万人近い子どもたちが高校を中退しています。ですから、10年間で100万人です。高校を卒業していなかったときの就労状況は非常に厳しいです。自動的に貧困の問題を抱えていくと言ってもいいぐらいの問題なので、中退の問題をどうするかは非常に大きな課題になっていると思います。

社会的養護から見た子どもの貧困というのは、2008年現在で約4万人の子どもが児童養護施設等で親から分離された形で生活をしています。5年前に比べて約3,000人増加している状況にあるという厳しい状況にあります。大部分が虐待を背景を持った子どもたちだということが明らかになってきています。

子どもの貧困の問題は、最初に申しましたけれども、単純にお金がないという問題ではなくて、まず家族自体が複合的な問題を抱えていることになります。そうすると、子どもが置かれる状況というのは、一番本質的なのは、子ども自身の自己肯定感が一般的に低くなります。それから、基本的に周りの大人や社会に対する信頼感が持てない。自尊感情の低さとか信頼感の低さが子どもの発達に直接影響を与えていると言われています。必然的に学力とか学習意欲の低さ、生活スキルや社会スキルが育ちにくいということで、そのこと自体が子どもの発達に大変大きな影響を与えて、実際には学習

面でドロップアウトすると、そのことによって学校での居場所を失ったりということになりますから、連鎖の問題になっていきます。

先ほどの大会決議にも出ていますが、スタートラインから安心した生活や成長発達が阻害されて、健康面であるとか人との触れ合い、いろいろなことに対する意欲、人への信頼感、愛情、学力の問題、ソーシャルスキルの問題、職業に対する意識など、子ども期において本来保障されるべきものが得られないという不利が蓄積していくことが子どもの貧困の問題で、これが連鎖の直接的な原因になっていると言っていると思います。それから、子どもの貧困が虐待につながったときは、今、私が申し上げていることが全部増幅された形であらわれてくるということです。

実際に弁護士も、非行の少年事件のかかわりであるとか、スクールソーシャルワークの事業が始まっていまして、弁護士も学校現場に入っていくようになりました。私自身は、この数年間は頻繁に学校現場に行って、子どもたちの問題行動であるとか、不登校のしんどい症状とかでケース会議等をやってきましたけれども、いわゆる問題行動と言われるものの背景には、家庭の親子関係の問題があって、そこに貧困の問題が密接にかかわっているということが一個一個のケースですべて見えてきます。ですから、親の不利を子どもの不利につなげないためにはどうしたらいいのかは、非常に大事な課題であると思います。

次に、第5に飛ばさせていただきます。子どもの貧困の防止のために何が求められるのかということで、やはり経済的な問題の解消、一人親家庭の支援の充実、しんどさを抱えた家庭に早期に気づくこと、これが実は非常に大事で、先ほど言いましたように、全般的な支援が必要だといったときに、当然のことながら何でもかんでもできるわけではないんですが、今言われているのは周産期から制度的に支援がつながる体制が要ということで、保健センターの保健師さんの取り組みであるとか、いろいろ市町村も始めています。「こんにちは赤ちゃん」事業とか、4カ月未満の乳児がいる家庭への全戸訪問事業とか、養育支援家庭訪問事業とか児童委員さんとか民生委員が訪問したりということを始めています。それをどれぐらい継続的に広がりを持って拡充していくのかということが大事な時代になっているかなと思います。

あと、保育所の問題、教育の無償化の問題、学童保育を通じて子育て支援を充実させていくということ、それから、学校教育において貧困の問題、虐待の問題を抱えた子どもを支援するということは、言葉では非常にきれいなことで、当然のことやということなんですが、実は貧困の問題も虐待の問題も、子どもの自尊感情や信頼感の低

さや生活スキルの低さなどから、様々な問題行動など、厄介な症状としてあらわれ出てきます。それが大きくなったものが非行です。基本的にこのしんどさというのは、ケアする側にとって厄介な症状としてあらわれます。厄介な子だ、厄介な親だという理解をしていると到底支援できないわけです。ですから、きれいごとではなくて、そのしんどさにどうかかわっていくのかということが非常に大事で、その見立てや理解をきっちりとして支援をしていくということが非常に大事な課題になっています。それは学校教育においてもすべて同じだと思います。

弁護士会、弁護士の取り組みとしては、相談活動が 2009 年ぐらいから始まっています。もともと弁護士会では、子どもの権利に関する電話相談を毎週 1 回水曜日の 3 時から 5 時でずっとやってきております。これは、全国の取り組みとして実施されています。また、この貧困の問題に絞ったホットラインを 2009 年、2010 年の 2 年間やっておりまして、この期間に大体 600 件ぐらいの相談が来ているという状況です。生活困窮に関する相談とか教育費等に関する相談が多かったようです。

それから、先ほど紹介しましたように、2010 年 10 月 22、23 日の人権擁護大会で、その 1 つのテーマとして子どもの貧困を取り上げました。この資料につけております決議がございますが、非常によくできたものだと思います。大変いいシンポジウムを日弁連でされたなと感じています。それから、大阪弁護士会でもプレシンポジウムで子どもの貧困と虐待の問題を取り上げております。

この辺は、大阪弁護士会の取り組みの中でも、貧困問題についてのいろいろな相談活動を始めたり、いろいろなプロジェクト事業がスタートすると思いますが、子どもの貧困に着目した 1 つの社会的メッセージとして取り上げて、相談活動等もしていく必要があるんだろうと思っています。

弁護士、弁護士会の日常の活動として、付添人活動とか施設に入っている子どもの支援活動等をずっとやってきているわけですが、これは貧困の問題への取り組みそのものだというふうに言ってもいいぐらいのことと思っています。

それから、余り知られていませんが、児童虐待防止に向けた支援活動ということで、大阪府には大阪府児童虐待等危機介入援助チームというのがありまして、大阪弁護士会の子どもの権利委員会のメンバーを中心に、約 30 名の弁護士がこの委員に就任していきまして、継続的に児童相談所の相談活動をしたり、児童相談所の代理人として活動したりということが始まっています。

もう一つ、これは家庭と学校、地域の関係機関をつないでいく上で重要な役割を果

たす存在として、スクールソーシャルワーカーの配置が全国的に始まっています。大阪が先進都市で、8年前からスクールソーシャルワーカーの配置をしています。これは私自身も入っているんですけども、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーであるとか、教育委員会のサポートチームのメンバーとして弁護士が入る時代になってきていて、全国的にそこでの弁護士のかかわりというのが進んできています。

（４）質疑応答

三成議長

かなり内容の濃い重い問題です。事実の確認とか内容的に分からないところがありましたら、まずその質問からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

越堂委員

越堂と申します。今、峯本先生のお話を聞いて苦しくなりました。質問は、14ページの第5の子どもの貧困防止のために何が求められているのかということですが、やはり賃金、お金でしょうね。一人親家庭が一番厳しいのですが、これは例えば大阪府民800万いますが、その中で大阪の場合どのぐらいのパーセンテージが一人親家庭になるのでしょうか。一人親の方ばかりが貧困ではないんですが、非正規の方もいっぱいいるんだけど。

峯本貧困・生活再建問題対策本部副本部長

大阪だけの数字というのはありません。

越堂委員

じゃ、別にどこでも、日本でも結構ですけども、貧困の率が世界で一番高いということは分かるんですけども、人数的にどのぐらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

峯本貧困・生活再建問題対策本部副本部長

子どもの貧困率が14.2%ですから、7人に1人の子どもが貧困家庭の子どもだというふうに御理解をいただけたらと思います。

越堂委員

7人に1人ということは、家庭じゃなくて、そのことは子どもさんの数字から分かっているということですか。

峯本貧困・生活再建問題対策本部副本部長

そうです。

越堂委員

でも、これは全部一人親家庭ということではないですね。

峯本貧困・生活再建問題対策本部副本部長

はい。ただ、かなりのウェートを一人親家庭が占めていて、やっぱり一人親家庭の中で圧倒的に母子家庭が多いですから、母子家庭が非常に高い割合であるということは申し上げてもいいかと思います。

他の数字として、学校で就学援助という制度があるんですけども、これは小中生ですが、就学援助を利用しているのが、1997年に約78万人で6.6%です。2007年は142万、2008年は144万で、これが13.9%ですから、14.2%という数字と大体似てきますから、就学援助を見ると貧困状況に置かれている子どもの数字というのは1つの指標として見えますので、140何万という数字になります。

右田委員

随分詳しく報告いただいて、いろいろ思うところもあるんですが、構造的な問題から発言するのか、ミクロ・個別の問題について発言すべきか迷っております。今日はどこから入ればよろしいでしょうか。構造的な問題が生まれて来る要因をご指摘いただいて、特に近年問題となっている課題の法的側面にかかわる改革論点をお示しいただければ幸いです。例えば、児童の権利主体に関わる児童福祉法の条文そのものの指摘など・・・。

丹羽副会長

どこから発言いただいても結構でございます。具体的に問題点をズバリ言っていたとしても結構だし、これはまだ弁護士会としては対策本部を含めて始まったところなんです。おっしゃるとおり、構造的な問題がある、ただ構造的な問題をどういう形で構造的な政策提言ができるかということになるし、我々弁護士は現場を持っているのが特色ですので、現場を積み重ねてそこから問題点をえぐり出して政策提言までいかないといかん。これが我々の活動のポイントですから。

右田委員

社会的養護についても、法の規定に存在する基本的課題があると思います。①ドイツ児童法のように「児童は権利を有する」と権利主体性を明記する。児童福祉施策（例えば保育所）の関連条文も「任意給付規定」や通達・要綱に委ねている点を「義務給付規定」とすべき。里親制度促進策はあっても児童と里親の権利は保障されない条文になっている。その例が、仙台高裁で里親が敗訴し、麻薬密売人の実施の元に児童が

戻されるケースである。

スウェーデンの児童へのナショナルガーディアンシップやイギリスのフォスターケアワーカーの例など、目標とすべき点は多々みられる。これらを方法論のレベルではなく、法規定の問題として取り上げていただきたい。

峯本貧困・生活再建問題対策本部副本部長

海外のお話もいただきまして、ありがとうございます。日本の社会的養護自体が、完全に施設依存型といいますか、本来でいったら里親制度との間でバランスがとれてないといけないんですが、ヨーロッパは圧倒的に里親の利用率が高くて、いわゆる集団的な大きな施設がどんどん減らされてきた歴史があって、里親を充実させていくというところがあったんですが、先進国の中で施設中心型というのはもう日本だけになってきています。その中で里親を充実させなあかんということが大分言われてきているんですが、それは根本的になかなか変わらないという状況が今なお続いているというところなんです。施設では家族的雰囲気の中での養育というのが現実にはなかなかできないので、今おっしゃられましたような現実問題としていろいろな問題の連鎖の原因になっているというのは間違いないと思います。そこは根本的な課題だと思います。

それから、施設の最低基準みたいなものも、最近はちょっと改善しようという流れが出ましたけれども、それでも長期間にわたって施設最低基準についての改善も行われないで来ているという状況で、本当に今おっしゃられたことが根本的な課題としてあると思っています。

それから、親権との関係で子どもを守っていくことがなかなかしにくいという課題をおっしゃられましたけれども、今の点について1つの方向性としては、児童虐待の問題が大変注目されていく中で、虐待を受けているということを理由に、子どもを親から切り離して施設に入れていくというようなものが、昔と比べるとかなり利用されるようになってきました。ですから、虐待への対応、虐待防止という視点の中でのアプローチが今中心になっているのかなと思います。

その中で、親権に関していうと、親権喪失制度というのが民法上ありますけれども、これが本当に使い勝手が悪いということで、今ちょうど民法改正で、2年間に限って親権の一時停止制度をつくらうというのが法制審議会に上がっていくという状況にあります。今先生がおっしゃっていただいた虐待への対応、虐待防止とか虐待を受けている子どもへの支援という観点から、少しずつ制度としては充実とまでは言えませんが、整備されてきている部分があるとは思いますが。虐待防止制度としての位

置づけで動いてきているということかなと思います。子どもと親の親権の問題等について、子どもを守っていくという観点からです。

右田委員

児童を権利主体として認める立場から、むしろ仙台高裁の判例を批判していけば、市民も分かりやすいと思うんです。

金子会長

日弁連なり弁護士会が組織的に全体的に貧困問題に取り組むようになったのは、2000年に入ってからです。個々の問題として取り上げてきたのは、ホームレスの問題とか、少年は少年の問題で非行の問題とかさまざま取り上げてきたわけですが、貧困という切り口からやってきたのは、2006年の日弁連人権擁護大会、奇しくも私がちょうど日弁連人権擁護委員長をやっていたときなんですけれども、そのときに初めてなんです。取り上げた問題は、生活保護の問題です。そこから入っていったわけです。そうしますと、生活保護は生活保護でさまざまな問題がありますし、貧困問題というのは社会構造の問題です。この日本の構造の一番基礎をなすところで、これに関わる問題すべてやれるわけではありません。日弁連も生活保護という形で個々の人権問題には取り組みました。貧困問題としてやり始めたのはこのときが初めてでした。

それで、生活保護の問題に入りましたら、結局、生活保護だけでいいのかということになってきたわけです。そのときも、消費者委員会、人権擁護委員会、ホームレス部会、そういう形で個々の問題として取り上げてきたんですけれども、次に例えば非正規雇用などの雇用の問題はどうか、生活保護だけでいいのかという話になってきたわけです。それから何年か後に、働く権利というか、雇用の問題を人権問題として取り上げることになった。それが第2弾だったわけです。そこを突っ込んでいきますと、結局、生活保護がコアにあって、雇用の問題が次にあって、そこをやっていくと、母子家庭の問題、要するに女性と子どもの貧困の問題というのが乗り越えなきゃならない問題として出てきました。それで、2009年10月の盛岡の人権擁護大会で取り上げてるという経過をたどっているわけです。

大阪弁護士会もさまざまな問題を抱えておりまして、例えば雪田さんは女性の観点からの問題として、両性の平等の委員会がそういう形で取り上げてきたわけです。そうすると、それがまた貧困問題にぶち当たってきた。峯本さんは少年委員会をずっとおやりになっていて、そういう形で取り上げてきたらやっぱり貧困の問題にぶち当た

った。だから、大阪としてそういう問題をトータルとしてやっていかないと難しいなということで、貧困・生活再建問題対策本部を立ち上げました。ですから、弁護士会もここ5～6年、この問題と格闘してきております。個々の問題はあるんですけども、それをどうやってまとめていったらいいのだろうかというところに苦慮しているというのが現状です。

貧困は、個々の問題でさまざまな問題がありますし、根は深い。この問題を突き詰めていくと社会構造の問題になってくる。最終的には何になるかというと、私はお金だと思っています。予算の問題、お金の問題を解決しなければどうしようもない話になってくる。そうすると、日弁連は理想論ばかり言ってるけれども、お金の問題はどうするんだというところでもさまざまな問題提起を受けています。だから、私たちも暗中模索なところもありますし、確かに整理し切れていないところはたくさんあります。今おっしゃったような親権と養護権というか、子どもをどう育てていくかというその対立の問題もあります。さまざまな問題が噴出してきておりますので、今日はざっくばらんな会合ですので、そこら辺のところを言っていただければいいのではないかと考えております。

右田委員

そういう経緯を十分理解しないままに失礼しました。報告内容に指摘されている問題の大半は、国・地方の事務委託関係を財政問題、そこから生じるマンパワー・専門職の問題があり、児童は「保護される」という認識と法規定にあると考えます。

三成議長

事前の打ち合わせのときも、この問題は非常に広くて深くて大きな問題ですので、問題提起を受けたときには、これはどういうふうに議論しましょうかという話をいたしました。基本的にはご自由ということだったのですが、一応御報告をお聞きした上で、どういう形で議論できるかということを委員の先生方と御相談させていただこうと考えておりました。

ただ、先ほどの会長からのお話で、私も頭を整理できました。貧困という問題から掘り下げていくといろいろな問題がありますが、今回は特に女性と子どもという問題にターゲットを絞って話をしようということです。まず最初に先生方に問題提起をした上で、これに関わる弁護士会の活動としてどのような問題があるのか、あるいは欠落しているところがあるのか、そういうところから議論を深めていきたいというのが御趣旨だと理解しました。

議論の整理をするために、女性と子どもの両方がかかわってくるのですが、まず、雪田先生からお話があった女性のほうから話をしていきたいと思います。雪田先生から提起された問題は、いろいろな問題にかかわってくるのですが、女性の視点から見た貧困問題というのは、まず1つは雇用のあり方の問題だろうと思います。それから、女性の場合、特に家庭内の問題として、最近は特にDVの問題がクローズアップされています。それからもう一つ、DVにまつわる問題として、自治体なりいろいろな組織的な対応のあり方、そこら辺りのところに的を絞りながら話をさせていただければ私たちも議論が深めていけるかと思います。

まず、例えば雇用の問題、これは子どもの問題にもかかわりますけれども、これはいろいろなところでも言われている話ですが、統計資料のとおりでありまして、私どもの大学の世界を見てても、年収200万円前後のアルバイトや非正規雇用というのは圧倒的に女性です。それをどこで断ち切ったらいいのかが分からないまま模索している中で、大学の人間としても非常に忸怩たる思いがあります。しかし、それをやめたらどうなるかという、雇用が創出されなくなります。正規雇用ができるだけの財源がないのです。雇用する側もデフレスパイラルみたいなところに入ってしまったて、雇っているほうも雇われているほうも非常に問題を感じながら、あるいは苦渋を感じながらやっています。どこの世界でもそうだろうと思うのですが、そういう状況に置かれている女性の問題というのは極めて深刻な問題ですので、それをどうすればいいかという、これは最終的には財源的な問題になるのでしょうかけれども、そのようところから掘り下げていっていただけるとありがたいと思います。

越堂委員

私は、ワーキング・ウィメンズ・ネットワークというNGO組織に携わっておりまして、女性正社員の地位向上についてずっと研究、運動していますから、派遣の方はなかなか分析できていませんが、実は自分の娘は派遣だし、世話人のメンバーの娘さんたちも正社員で働いてきて、30歳までに海外留学したいということで、会社をやめて、そして帰国したら働く所は派遣しかないという中に落ち込んでいます。

東京のほうでは、働く女性の全国センター（ACW2）という派遣の方を中心に活動しているグループで私は運営委員ですけれども、そこで聞く話では、東京と大阪の違いがすごくあって、大阪は成人してもまだ親元にてパラサイトで生きていけるんです。東京はすさまじくて、3カ月ごとに首を切られる。そして、あちこちを転々とする。そうすると自信がなくなって、自分がだめなのか、自分という人間を否定されて

「うつ」になっていくんです。若い女性が労働組合の役員につきそってもらって発言されたのですが、自分はとにかく自信がなくなっていて、ただ屋根がある家で3食を食べられたらいいんです、それだけが望みなんですということをおっしゃって、それを聞いていると、本当に若い人たちがそこまで追いやられているのかと思って苦しく感じました。

雪田先生の資料には、女性の6割強が派遣と書いてありますけれども、女性が70%だということで私たちは国連にも訴えています。男性も派遣の方は多いですけども、女性が70%も占めるということは間接差別です。男と女の差別ではなくて、間接差別で、これは何とかしなきゃいけないということはパリのOECDが日本の政府以上に心を痛めてくださっています。

1999年に派遣法が変えられて、前は28の職種だったけれども、今それも緩和されて全職になりました。派遣そのものは必要かもしれないので、せめて完全なる専門職だけの派遣に戻せというふうに思いますし、そのことを訴えているんですけども、ACW2はすべての派遣をなくせと言っています。それは法律で決まっていますから、その法律を私は専門職までに戻してほしいと思います。人材こそが資源という事を採用に生かさないで日本企業はこれから成り立っていきませんよ。派遣の場合は、いろんなスキルが蓄積されずに使い捨てされていますから、その大きな犠牲が女性たちにしわ寄せされていて、先ほどの自分が否定されているというふうになっていきます。

私どもWNNが正規社員のことを追求しているのは、正規社員でさえこれだけ悪ければ、非正規はもっと悪いという立場でやっています。国連の女性差別撤廃委員会で4年に1回、日本政府がニューヨークなりで審議される場があるんですが、2009年の審議会に傍聴参加したのですが、その時の勧告が4年間のレポートは待ってられないから、日本の女性の問題を解決するために2年以内に回答しなさいというフォローアップ項目が2点出ました。2年以内というのは今年の8月です。8月までに回答せよという1点はいわゆる民法改正ですね。女性に不利となっている民法改正のことは別のグループがやっていらっしゃいますから、私たちは、もう一つのに取り組んでいます。

そのもう1つのフォローアップ項目は、「暫定的特別措置（＝ポジティブアクション）の実施」です。国会議員、学会、大学、雇用の場など意思決定の場に女性たちが少なすぎるので、登用のためのスケジュールを示せというものです。では、雇用の場における意思決定の場というのはどこかというと、課長以上にしたんです。そのため

のヒアリングを 100 人の働く女性たちにしているんですが、100 人の正規社員を見つ
けようと思ったら大変なんです。正規社員がいなくて、それでも 70 人まで今来たん
ですけれども、その中で意思決定の機関に行きたいかと聞くと、ほとんどの方が行き
たくない。1985 年に均等法が通ったんですが、以来 25 年もたっているのに、総合
職と一般職という壁があって、派遣より以前の問題です。総合職の女性割合は 1985
年からずっと 5 % しかいないんです。その 5 % の中からしか課長、部長になれません。
狭き門を作ったまま今推移しています。

ですから、今おっしゃったように、実態とあわせて国連にも国会にも訴えてる、均
等法は、男女差別をしてはいけないという素晴らしいものなんですが、そこに指針が
あって、いわゆる職種とか就業形態において一つの形態において平等でなければいけ
ない、言いかえれば、一つの形態以外であれば差別はしても構わない、一つの雇用形
態というのは、総合職との男と女は一緒だけれども、総合職と一般職は職種であって
男女ではない、だけど一般職は 100 % が女性で総合職は 5 % だけ女性です。これも間
接差別です。均等法の中の指針というのは法律じゃないのに、ものすごく幅をきかせ
ています。私たちは、この指針をなくしてくださいということを国会にも国連にも訴
えているんですけれども、このことはまたお力添えをいただきたい。このコース別が
なくなれば、女性たちにもっと登用の道が開きます。日本の中で企業が非常に強いポ
ジションを持っていらっしゃるんですけれども、法律が変われば守らざるを得ない
という日本ですので、企業が国際条約を遵守してほしいと、そのために今一生懸命頑張
ってやっています。

金子会長

日弁連の貧困対策本部では、民主党政権になって派遣法の改正をやるということに
なっていますが、それについては、これが不十分だという形の意見書は出しました。
ただし、今は宙ぶらりんになっていて、つくるのかつくらないのかずっと分からない
ような状況になっています。中途半端でもそれを規制したほうがいいのではないかと
いうことになってきて、早くこの法律を何とか改正してくれということで、貧困
本部を中心として院内集会をやりました。僕らの立場から見たら不十分極まりないも
のなんですけれども、そういう形で今運動をしています。今年になっても、何とかしてく
れということで院内集会をやっていきます。だけど、現実には民主党政権のこういう体
たらくで、現実にはほとんど動いていない。この法律すらどうなるんだろうかという感
じになってきています。

日弁連としても、法改正等の意見書を出しっぱなしということではなくて、議員に訴えかけるなり、そういう形での法改正の動きはしているというのを御報告だけさせていただきます。

李委員

2つのことについて少しお聞きしたいと思います。

1つは、子どもの貧困、女性の問題等々に関しまして、外国籍の人たちの具体的な事例の問題等で何かあるかということが1つ。

もう1つは、私は保育所とも関係を持っているんですけども、親の貧困が子どもの貧困、虐待につながっているということで、昨年7月の西区の虐待の事例は保育園関係でも激震が走りました。虐待の問題を保育所でどう具体的に考えていかなければいけないかというのは大きな課題になっているわけですけども、そのあたりのネットワークの問題です。弁護士会は弁護士会で非常に重要なデータと具体的な事例等々でこういう成果を出していただいているわけですが、保育所とかそういう現場を持っているところとどうつながっているのか。例えば、先ほど小学校には何度も行かれるということをお聞きしたんですけども、幼稚園、保育所等々とのネットワークというのは具体的にどういう具合にお考えなのか、具体的にどういう形であるのか、そういうことをお話ししてくださればと思います。

峯本貧困・生活再建問題対策本部副本部長

今の後半部分についてですけども、幼稚園、保育所とのネットワークとなりますと、先ほどの子ども・子育て新システムに関するシンポジウムもそうですが、正直言いまして、こういう形でのシンポジウムをやったりということはありますけれども、弁護士会としてネットワークのところに密接にかかわってという取り組みは今までのところはされていないと思います。

1つ、先ほど私も虐待防止のお話をしましたけれども、児童虐待防止のかかわりでいいますと、今、市町村単位で要保護児童対策地域協議会という虐待防止の機関のネットワークができています。その要対協のかかわりの中で、数はまだ少ないですが、各市町村に弁護士がスーパーバイザーであるとかアドバイザーという形でかかわりを始めている状態です。最初に児童相談所との連携が始まって、それから市町村との連携というところで、弁護士がスーパーバイザーであるとかアドバイザーという形でかかわり始めている現状があります。その要対協の取り組みの中では、保育所との連携、幼稚園との連携というのは常に課題になりますので、虐待防止の視点からの在宅

の支援、家庭への支援をするときには、やっぱり保育所との連携というのは非常に中心になってきますので、そこではかかわりが始まっているというのが1つです。

それから、個別の弁護士の取り組みでは、保育問題にかなり専門的に取り組んでいる弁護士がいますので、子どもの権利委員会の企画をやってもらったり、いろいろな形での取り組みは個別にやっているところはあるかもしれませんが、システムティックにかかわってという形は今のところできていないと思います。

雪田 貧困・生活再建問題対策本部副本部長

外国籍の女性の場合ということで御質問があったんですけども、弁護士会として外国籍の女性に限定した形での取り組みとしてはないです。今日報告した女性と貧困の現状に関する数字などでも、外国籍女性に焦点を当てたものというのは調査がされていないのが現実だろうと思います。

ただ、御指摘いただきましたけれども、実際に外国籍の女性、とりわけニューカマーという形で来日されて、子どもを育てながら生活をしている一人親世帯などがとても多いわけです。その女性たちにきちんとした日本での公の福祉制度のこともそうですし、雇用場がきちんと確保されているのか、保障されているのかという点でもそうですし、非常に不十分で、日本人の女性よりもさらに二重の不利な状況に置かれているというのは、さまざまな事例を見るにつけ感じているところです。ですから、御指摘いただいたような形の外国籍の場合はどうなのかということにきちんと取り組まなければいけないと思います。

先ほどDV被害者の母子生活支援施設での状況などをお話ししましたが、今は現実には、外国籍の女性が被害を受けた場合も同じシステムの中でしているんですが、では、通訳も含めた多言語の対応ができていいのかとか、外国籍の女性たちのそれぞれの国の文化などを尊重した形の支援ができていいのかといいますと、そうではなく、例えばそういう施設に保護された中でも周囲のことからとてもつらい思いをしているというようなお話があったり、そこに一緒にいる子どもさんたちの養育に困難を抱えているというような個別のケースはいろいろ聞きます。それをトータルな形できちんと調査をしていくということができていないので、御指摘いただいた形のものをしていきたいと思います。

それから、子どもの権利委員会の中で、外国人の子どもに関する部会というものを数年前から立ち上げて取り組みをしておりますが、その部会でも最近、外国人の子どもの貧困に焦点を当てた形で取り組もうという声が出ているところです。ともかく

そこも始まったというところです。

丹羽副会長

私は、一緒にいろいろな外国人の人権問題をやってきているんですけども、はっきり言って、この問題は労働と社会保障、生活保障と言ってもいいんですけども、このコアの部分との柱立てでどういうふうに改革していくのかということがどうしても必要です。私は 20 年以上外国人問題を意識しながら活動しているんですが、外国籍の住民がさっと視野から外れるんです。要するに、見えなくさせられている。ないしは、周縁化させられていて見えない。不可視化されていますので、これをどう可視化するかというのが 20 何年やってきた私のポイントなんです。

児童扶養手当とかいろいろなことを言いますけれども、この前の金融危機があったときに、ブラジル人が 4 万人強帰ったんです。派遣とか間接雇用だから、全部解雇だとか派遣切りなんです。あれは住居とセットですから、住居も奪われる。

問題は、子どもたちが一番しんどい思いをしたんです。公立学校に行っても言葉が分からない、いじめられる、不登校になる。だから、お母ちゃんは、1 人当たり 4 万円ぐらいお金がかかるけれども、塾扱いのブラジル人学校が 100 校以上できましたから、そこへ行かせる。ところが、そこでお金も出せない。ブラジル人学校は塾扱いだから、通学定期もないし、国からの補助もない、自治体の補助もないという中で、必死になってアイデンティティーを守ろうとしたわけです。ところが、もうお金が払えないから、学校はつぶれる、子どもは行けない。こういう状態で不就学状態が多いんです。不登校じゃなく、不就学です。

では、日本政府がちゃんと実態調査をしているかということ、ほとんどしていないんです。日本社会でもやらないのに、ましてやアンドキュメントを含めた外国籍の人たちの実態調査はやらない。ここがないから本当の数字は分からないわけです。我々は、個別課題で具体的にやりながら一生懸命救済解決しようとするけれども、それだけではモグラたたきみたいなのところがあるから、やっぱり制度的にやらないといかん。この辺の問題が外国籍問題の一番つらいところです。

西村副委員長

勤務医をやっている産婦人科の西村です。

この貧困の問題に関してプレゼンテーションを受けたり、前もってもらった資料を見て、非常に感動しながらこの宣言文を見ておりました。先ほど金子先生は、多少謙遜ぎみに、十分でないところもあるというような意味のことをおっしゃいましたけれ

ども、かなり明確に問題点は上がっているし、あとはこれをどうやって実現するかという方法論のみが残っているのではないかという気がするんです。単にお金の問題ではなしに、これで問題点はほぼ洗いざらい出ているのではないかと私には思えます。

その中で1つ気になっている点は、僕、法律のことはよく分かりませんが、政府が決めたことが府県の行政へおりてきたときに、決めたとおり本当にできるのかなということです。法律と規則と条例、その辺の関係はよく分かりませんが、一般人としたら、法律で決めたことはそのまま一般の生活までおりてくるだろうと思うんですが、その間に行政法があるのか何があるのか分かりませんが、一般生活のところにおりてきたときにはもとの姿とはちょっと変わった形になったり、できなかったりする事例があるんじゃないかなと思います。

そういった事例がある程度出てくる場所というのは、例えば学校のスクールソーシャルワーカー、そういったものはすごく必要だということは分かっている、その人員の手当とお金を出す方向もある程度ある。それに比べて、保健所にいる保健師さんたちというのは、都道府県の中にはある程度決められた人がいるわけです。だけど、そういった人たちが本当に母子保健の中の女性に、法律的にはしなければならないんですけれども、実際問題、行政の場では、私が関係した大阪市の幾つかの保健所では、ほぼ老人福祉のほうに主力を持っていかれて、本来保健師がしなければならない保健活動が非常にしくくなっている現状が一部にあるのではないかな。

何が言いたいかというと、国で決めた法律の精神を、実際に現場でできるように間に立つ行政法か施行細則か何かは分かりませんが、そういったものの整理が分かりやすく透明になれば、一般生活をしている人たちの目にもどこに問題点があるのかなというのが見えてくるんじゃないかなと思います。

三成議長

2時間近くたちましたので、10分ほど休憩させていただきます。

[休 憩]

三成議長

時間になりましたので、再開させていただきます。

西村副委員長

先ほど長々としゃべったんですけれども、言葉が多すぎて問題点が絞れてなかったので、一言つけ加えたいと思います。

資料2ページの④の中に、母子家庭に関して生活保護の受給率が9.6%という数字

が出ているんですけれども、これは実際の数字よりも低いんじゃないかなと思うんです。本来なら、困ったらもっともらえるはずなのに低い。その理由は何かなと思って、先ほどの行政の問題提起にしたんですけれども、その点についても御説明いただければありがたいなと思います。

幸田委員

事前にいただいている資料を拝見して、弁護士もしくは弁護士会として取り組んでいただいていることにまず敬意を表したいと思います。議論の中でされているんですけれども、貧困とか格差の問題は、人権問題であるという以上に大いに社会問題であります。そういう意味で、人権の擁護と社会正義を実現するということで、弁護士会で大きな取り組みをされているということにまず敬意を表したいと思います。

行政の話が出てきましたので、私から2つのことを申し上げようと思います。1つは、制度というのは常に見直していかないといけない。今の制度が本当に現実のニーズに沿っているかどうかという問題が1つ。それともう一つは、日本の行政システムとはどんなものであるか、融合という言葉で御説明したいと思います。

後ろのほうから言いますと、国と例えば都道府県、市町村、いろいろな自治体、政府レベルがあるわけですが、その権限もしくは財源が非常にもたれ合いの構造になっているんですね。例えば教育にしても、生活保護の問題もそうかもしれませんけれども、一番分かりやすいのは教育だと思います。教育でいろいろな問題が発生したら、それは一体だれに言うていったらええねんと。昔、漫才でも「責任者出てこい」というのがありましたけれども、責任者が分からないんです。それは戦後の自治体というものが、主に政府が決めたことを執行する機関であると言いながら、実は自治体として位置づけたというところが大きい問題です。それを権限とか財源とかをもう少し明確にしていこうということで、今の分権とか地域主権としていろいろな取り組みをしているわけです。先ほど西村先生がおっしゃった話で申し上げると、法律の体系上はきれいにはできているかもしれません。ただ問題は、その法律もしくはそういう制度体系が今のニーズに合っているかどうか、そこが大きいでしょうね。

私から少し質問というか、1つ申し上げようと思うのは、例えばいただいた「貧困を生まないセーフティネット」という本の中に水際作戦という言葉が出ています。どうしてこんな水際作戦をするのか。自治体の職員が意地悪でしているのか、それともそうせざる得ない事情があってしているのか、一体それは何なんだろうと。弁護士の先生方から、もしも現場の感覚で何か意見があったらおっしゃっていただいたら、

そこでまたコメントしたいと思います。

雪田 貧困・生活再建問題対策本部副本部長

自分のいろいろな経験からということになるんですけども、今生活保護の受給をしている割合が非常に低いということと、今日の報告の中でも福祉制度をなかなか利用していないということが調査で明らかになっていますという御報告をしたんですが、実際に知らない方というののもかなり多いというのがまず前提にあります。

その上で、次に、例えば福祉事務所や市の福祉の相談に行きましたといったときに、今御指摘があったような水際作戦といいますか、その相談に行った方が抱えている問題をきちんと聞いて、それに適切に対応できるこういう制度がありますよとか、例えば母子福祉貸付制度がありますよとか、そういう具体的なメニューを提示するといいますか、こういう施策がありますということが余り行われていないですよ。私が実際に相談を聞いている場面ではそういうふうと思うんですね。ですから、結局知らないままで、相談に行ったけれども、窓口の担当者の方はちょっと頼りにならないということで帰ってきてしまっているということがあるかと思います。

あと、生活保護の申請については、いろいろなことを言われて、例えば親族がどうだとか資産調査がどうだとかという形で、受付の段階で帰らされてしまうという水際作戦というものが行われていると思われます。

幸田 委員

今、制度というお話が出たんですけども、その制度とは一体だれがつくった制度なんだろうというのが実は聞きたかったんです。福祉の制度を中心とするのは、どちらかというと、自治体が制度を独自につくるというよりは国の制度なんです。その国の制度のオペレーションを通達という形で、いろいろな制度通達を出して自治体に執行を求めている、そういうものが多い。その制度も、例えば厚生労働省の局があって、その局がばらばらになっていて、もうひとつ整合的でない。もっと言えば、厚生労働省という1つの省にしたんですけども、福祉と雇用とは全然何の調整もしてくれていない。本当は自治体にすべて任せて、自治体が住民の総合的な窓口になりますから、そこに1つの制度を構築すれば解決できるのかもしれないです。それが今の問題点の1つかなと思います。それで答えになるかどうかは分かりませんが。

実は申し上げようと思うのは、そのときに例えば弁護士会として活動されるときに、制度的解決が非常に大事だろうから、多分、立法活動をされると思います。そのときの立法事実というのは何なんだということをちゃんと把握できているかどうか

です。立法事実というのをきっちりと問題点の焦点化をしないと、話がぐちゃぐちゃになります。だから、個別の紛争解決を通じて救済の現場でいろいろな事例が集積されていますから、そこで何が構造課題なのかということを抽出されて、論点を明確化されて、制度的な改善課題をはっきりと認識できて初めて成果ある活動になるんじゃないかなと思います。

峯本貧困・生活再建問題対策本部副本部長

まさにそうだと思います。人権課題の個別のケースの中での取り組みというのは、弁護士のオリジナルな分野なので、それ自体は1つ1つは難しいですけども、やれると思います。ただ、その上で最終的にそれをいろいろな社会問題として取り上げていく中では、最終的には制度化ということを常に意識していきますから、その点は今おっしゃられたとおり、弁護士は勢いの的にいってしまうところが現実にあります、実際に立法事実として本当に数字の検証をきっちりと積み上げができていくということも含めて説得力あるものを出していかないと、先ほど金子先生が言われたみたいに、最終的には全部お金の問題につながっていくところで、今の財政状況の中で全部1つ1つ突破していかないとあかんと思うと、その辺の立法事実の積み上げが非常に大事になっているなと思います。

幸田委員

今、立法事実というお話を私言ったんですけども、法律なんかを創造する場合の基礎的な事実というか、背景となる社会的な事実とか経済的な事実、そういうのを立法事実というふうに言うんですけども、全部の問題を1つのことで解決はなかなかできないから、弁護士会として活動されるときにどこに焦点を当てるかという優先課題を決めていかないといけないですね。それと同時に、個々の弁護士の活動と弁護士会の活動は違うと思うんです。そこをどういうふうに考えていくか。

西島委員

今の議論と関係あるかどうかわかりませんが、雪田先生のレジュメ2ページのところに、公的制度の利用がほとんどなされていないということがあるんですね。これが私はこの御報告の中で一番印象に残りました。そういう意味で、公的制度がなぜ利用されていないのか、あるいはこの報告書をまとめられて、それをどうしたいとおっしゃられるのかというあたりを御説明いただきたいというのが1つです。

もう一つは、最初の方の議論で、構造的な問題としてどうなのかというふうなことをおっしゃっていました。峯本先生のほうでも、構造的に子どもの問題でどんなふう

な形になっているのか。ここが中心でここを一定の改善をすれば貧困問題全体の改善ができるんじゃないかと、優先順位をつけていくとこのあたりを今一番やる必要があるんだということを少し御説明いただくとありがたいと思います。

雪田 貧困・生活再建問題対策本部副本部長

公的制度の利用がほとんどなされていないというのは、これは厚労省の調査結果に基づいて私のほうで報告書を書いたもので、なぜ利用されなかったのかというところまでの調査はこの中にはないんですが、ただ、利用していないけれども今後利用したいというような声も、例えば先ほど言いました母子福祉資金であれば49%の方がそう答えています。あるいは、母子家庭の就業自立支援センター事業についても37%、あるいは自立支援の教育訓練給付金事業についても39%ということで、かなり多くの方が、その制度を知っていればその利用を考えていたであろうという数字が出ているんですね。それで、先ほども申しましたけれども、私が実際にかかわっている女性たちの声とすると、福祉事務所に相談に行ったという方がパーセントとしては一番多いんですけれども、そこでその制度がきちんとすべてが紹介されているのかということを疑問に思うことがあります。

あと、先ほどの報告とも重なりますけれども、実際に多いのが、すぐにでも解決できそうだなと思うのが、別居中の児童扶養手当や児童手当、子ども手当の支給について、子どもを監護している親に対してきちんと給付するというルールなんですね。例えば児童扶養手当については法律がありますけれども、その法律で別居をして1年たっているという要件が課されていることがネックになったり、あるいは子ども手当については、国は実際に監護している側にという通達を出すんですけども、各自治体の窓口の対応が異なるなど、現場で混乱が生じているところがあります。

児童手当とか児童扶養手当の問題というのは、何年もの間ずっと同じ問題が温存されて繰り返されてきていて、解決されていないんですね。みんなが感じている問題なので、それは私たちが弁護士会として取り上げて提案をすればいいのかなと思いますけれども、何かいいアドバイスがあれば是非いただきたいと思います。

峯本 貧困・生活再建問題対策本部副本部長

きちっと御質問の趣旨にお答えできるかどうか分からないんですが、構造的なことでいいますと、最初に私がお話しさせていただいたように、基本的に子どもの貧困の問題というのは、親の貧困の問題をどう少しでも改善できるかという問題と、仮に家庭が経済的なしんどさを抱えたとしても、それが子育てや子どもの教育という子ども

の不利につなげない形をどうとれるのか。構造的にはこの2つがあると思います。

私自身は、子どもの貧困に取り組むのは、少なくとも家庭・親の不利を子どもの不利につなげないシステムづくりが非常に重要だと思っています。その観点から見ると、順番に、子育て支援、それとのかかわりの中で保育の問題、教育の問題、社会に出ていく最後の自立援助の出口の問題、この辺で何ができるのかということを具体的に考えなければならないと思っています。

子育て支援の現場でいうと、先ほど言いましたように、貧困の問題が割と複合的な問題として、家族全体にしんどさを抱えた家庭という形であらわれてきます。その一番しんどい形が虐待という形であらわれてくるものだと思いますので、今言われていますのは、周産期の段階からしんどさを抱えた家族に対してどう継続的につなげて支援をするのかということが一つのテーマです。枠組みとしては、先ほどおっしゃられた保健所、市町村の保健センターというのが子育て支援のところではかなり重要な役割を果たしています。そこから保育所にどうつなげていけるのかということと、そういう子育て支援とか福祉の視点を学校教育の中にどう入れていけるのかということと、子どもの学校教育の中での自立支援といいますか、発達保障をどうしていけるのかという一連のサービスの充実みたいなことで、形としてはいろいろなものがあるんですが、それがなかなか有効に活用されていないとか、実際の専門性の低さとか人的な資源がまだ不十分であるという課題を抱えているのかなと思っています。

それでお答えになっているかどうかよく分かりませんが、私としては、家庭の不利を子どもの不利につなげない、発達の不利につなげない、そこからの連鎖を防ぐというのが子どもの貧困の問題に取り組む上では、構造的には非常に重要な問題で1つ1つそれを充実させていくことが必要だと感じています。

三成議長

お話を伺っていますと、論点としては、サービスのシステムがちゃんと動いていないのではないかと。サービス制度というのはある程度あるにもかかわらず、それがうまく機能していない。例えば生活保護受給者が少ないとか、あるいは先ほどの意見でも、それがうまく活用されていない、サービスが適用されていない、運用されていない。それが行政のシステムの問題なのかという話を投げかけると、幸田委員は、それ以前に法制度の問題があるとのことで、そのような点で話が食い違っている感じがするのですが、幸田委員から、補足はありますか。

幸田委員

確かに自治体によって適用が違うというのは問題ですね。これはきっちりとしないといけない。ただ、仮に国が本当に責任を持ってやれというんだったら、統一的な処理をすればいいし、自治体にお任せするといえ、自治体間で差が出ても、それはそれでいい。そこはまさに選択の問題であると思います。

もう一つつけ加えさせていただくと、今さっき雪田先生がおっしゃった制度を知らないということですが、普通、市民は制度を知らないんですね。正直言って、私もどんなサービスを受けられるかというのは、行政にいるんだけどよく知りません。そのときに、そういう知らない人が困った状態になったときに相談を受けられるとか、社会的なネットワークがきっちりとある、そういうことがすごく大事です。法テラスもそうだと思います。そういうところへ相談がしっかりとできるような、困ったらここへ行ったらいいよということぐらいは学校で教えてもらえるとか、社会に出るときにそういうことをみんなが分かっている、そんな状態がすごく大事だと思います。

丹羽副会長

生活保護なんかは、法定受託事務で自治体は水際作戦といって、いったん入ってから何とか追い出すということで非常に有名なんですけれども、これはいつごろから始まったか、これがいつごろ注目されたかということで、戦後の貧困時代があって、この貧困問題が非常にクローズアップされたわけです。これは労働の規制緩和、ある意味で新自由主義的な政策、それから社会保障費の抑制、これは当然税金問題とか行財政改革、要するに国は借金まみれでどうするんだという問題と連動していると思います。それから、生活保護費も、ずっと連続して総量が減るような政策を国は出しています。同時に、100%国が人件費とかを出しているわけじゃないから、自治体が一部出さざるを得ない。そうすると、自治体としては、これ以上金は国から来ないわ、自分たちが出さないといかんわということで、水際作戦とかいろいろなことがあって、北九州で餓死者が出ましたが、そういう状態になるわけです。

では、捕捉率はどうかといったら、日本は恐らく一番低い数字で、本来、生活保護を当然受給される人が、捕捉率でいうと 10%から 20%前後なんですね。ドイツなんかは 80%とか、ヨーロッパは大体そうでしょう。なぜ捕捉率がその程度なのか。要するに、生活保護という言葉のように、生活保障権というふうに国はきちっと位置づけていないし、今言ったように行財政上の問題があって、少しでもこの予算を少なくするというような動きがある。

その本にも書いてありますが、日弁連は生活保護に関する素案を出しました。生活保護改正要綱案というものですけれども、まず権利性を明確にしろということですね。権利ということは、行政には義務になりますから。その上で、周知徹底させないと。行政は、余り言いたくないわけです。来られても相談で終わらせてしまう。明らかに状態なら申請書を渡せばいいのに渡さないとか、そんなことが人権侵害救済申立に出るぐらいの状態です。

ですから、要するに、権利性を明確にするとか、国がやるんだったらせめて国が100%人件費も含めて予算を組みなさいとか、そういう抜本的な労働分野の規制緩和、社会保障の抑制とか生活保護費総量規制とか、そういう流れを断ち切るということで、私は新しく政権が変わったからいくんじゃないかと思ったけれども、そこがまたがたがた来ている、なかなか全体的な方針が出ない。

では、弁護士会で何ができるかというところで、我々はもう一回現場に戻って1つ1つやっていこうというレベルで、まだ具体的に出し切れていないというところが問題なんです。ですから、こういう場でいろいろ先生方に教えていただいて、我々本部をつくり上げましたからやる気はあります。そういうふう考えております。

右田委員

私は、福祉関係の大学定年後現在社会福祉の現場で働いている職員のブラッシュアップ研修をしています。その立場から意見を申し上げます。今の大学教育では現場の構造的な問題に対応し切れない。現に大阪市の児童相談所でも構造的な問題で休職者が増えている。十分なマンパワーがないため虐待問題をはじめ激増する児童問題に対応できない状態です。つまり、教育・研修・ケースロードの課題が児童の権利を守りきれないのが実情です。ですから、この2ページにあります福祉関係の公的制度の利用はほとんどなされていない理由には、住民が知らないことに加えて国と地方の行政機能分担が根本にある。マンパワーも団体委任事務となっています。イギリスの公的扶助は、100%国が責任を持つ。だからこそ先ほど述べられたようにナショナルミニマムなのです。わが国は生活保護費でさえ国は負担金という名を避けて補助金と称し、地方負担を法定しています。朝日訴訟以降、制度改正は見られるものの他法優先・補完性原則・地方自治体との分担等でナショナルミニマム論には至っていない。イギリスは窓口業務も国家公務員です。日本は地方自治体です。そうすると、生活保護制度の運営の荷が重くなった余裕のない地方自治体は、生活保護申請者にJR大阪行き乗車券（片道）を渡して「大阪（西成）に行けば何とかなるから」と責任逃れをし

ているのが現実です。

この状況に対応しているのが、大阪市社会福祉研修・情報センターの一つのコースです。「生保ワーカー特別ブラッシュアップ研修」で相当の費用を使っています。報告書に示されている「担当者がきちっと説明しない」というのは、どの地方自治体なのかということ进行分析する必要もあろうかと思います。そして、地方自治体にこの問題への説明責任の課題としてを投げ返していく必要があります。

さらに、この制度を知らないというのは、先ほどもお話が出ておりましたけれども、基礎の教育の過程でどれだけ福祉教育を受けているかという問題があります。地方自治体教育委員会は、次の世代の住民を育てる必要がありますが、「福祉読本」さえ作っていない。住民を育てるというのは「趣味」を学ばせるだけではないはず。スウェーデンの義務教育規程テキストには、生活課題を理解させ、その費用負担をわかりやすく説明している。

金子会長

最初は個々の弁護士が個々の相談者から、例えば「生活保護に行ってあかんかった。」とか、そういう話を聞いて、それぞれ個々の弁護士で法律相談をやってきたんだと思います。しかし、それでは対応できなかった。それで、大阪弁護士会の委員会にそういう問題が持ち込まれて、例えば人権委員会の中でホームレス部会ができさまざまな生活保護の関係の活動になってきた。先ほど個々の弁護士の活動と弁護士会の活動とどこが違うんだと言われたけれども、質的に全く違ってくるんだろーと思えます。弁護士会の委員会として、例えば相談活動をやり始めるということになると、行政とのつながりも出てきますし、多くの弁護士がやっていくよりも、ほかの弁護士に助けも得られますし、組織的な活動として相談を汲み上げることができる形になってきたんだろーと思えます。

それがつながってきて、大きな問題では、例えば先ほど私が言いましたような労働者派遣法の関係で、大上段からこの法律はこう変えないといかんだというふうな形の運動にもなります。もう一つは、例えば現場でこう変えれば、ちょっと連携を変えれば、峯本さんが先ほど言ったように、子どもの虐待とか何とかでも行政との具体的な連携ができてきますと、行政のここをこういうふうに変えればいいという小さな提案もできてくる。そうすると、現場もちょっと楽になる。

それがまたフィードバックされて、31 ページの丹羽さんの報告書にありますように、ハローワークのワンストップサービスとして、行政から総合的相談を弁護士会も

一緒にやってくれないかという話になってくる。それで、日弁連も、「全国一斉雇用と生活ホットライン」を実施して、全国的に広げる目的で相談事業も実施していくということで、それぞれの連携をやっていけばまた行政も変わってくるし、そういう形でフィードバックされてきます。具体的に活動する中でそれをまた要求として汲み上げていけば、それが問題点として指摘もできていく。問題点は、大上段から、法律をこう変えるべきだという問題点もありますし、そうではなくて、現場をちょっと変えれば、ここをこう変えればもうちょっと使い勝手がよくなるという形になっていくのではないかな。だから、個々の弁護士の活動と弁護士会の活動、貧困本部なり、そういう活動というのは、やっぱりそこが違うのではないかなと思っています。

幸田委員

まさにおっしゃるとおりだと思います。個別のいろいろな救済事例を集積して、どれだけトータルの問題にできるかということが1つだと思います。それと、せっかく弁護士会でお取り組みいただくんだったら、目標を決めて、その目標がどれだけ達成できたかを公表しながら、PDCAという言葉がありますけれども、自分たちがこういうことに取り組もうとした、ここまで取り組めたけれども、まだこれは取り組めていないとか、そういうことが明らかになっていけば、より活動が充実するのではないかなと思います。

さっきの生活保護の話に戻って恐縮なんですけれども、権利として構築するというのはすごく大事で、例えば説明責任を申請側に求めるのではなくて、調査義務を行政側に課すという法律の立て方もあるんじゃないかなと思います。一番大事なのは、社会のセーフティネットをどの程度の層にそういう財源を配分するかというコンセンサスだと思います。「貧困を生まないセーフティネット」の本の中に650万という数字が入っていましたが、例えばそういうことも1つだろうと思います。いつかは自分がそういう事態になるかもしれないということをコンセンサスとして、我々の共有の財源である税を使って救済をするんだという、その仕組みがきっちりできていたら、自治体だってきっと嫌なことをしないで済むし、逆に言えば、自治体の職員がちゃんと仕事ができるようにしてやるということ、そういう制度が大事だろうと思います。

三成議長

先ほどいろいろなことが余り知られていないというお話でしたが、川合委員が来られているのでお聞きしたいのですが、例えばNHKでも特集番組などで貧困の問題、

雇用の問題、DVの問題とかが取り上げられていますよね。私もそうした番組を見て勉強させていたっているのですが、実際かなりの人が見てますよね。マスコミで取り上げられているのに、それほど広がっていないというのはなぜなのか、そこはどういうふうにお考えですか。

川合委員

NHKで報道の仕事をしております川合といいます。うちの会社でもこういう貧困とか格差、雇用の問題というのをきちんと積極的に取り上げるようになったのは、実はここ数年のことじゃないかと思います。リーマンショック以降ようやくというところだと思います。うちの会社もよその社もそうだと思いますけれども、こういう問題に真剣に向かい合うのが若干遅かったという反省はあります。

ただ、実際に「ワーキング・プア」とかそういった番組をつくると非常に反響は大きいですし、一過性にならないように継続的にいろいろなニュースの中でも取り上げてはいるんですが、この資料を見ると、日本は貧困であるということは分かるんですけども、大抵の人はそうは思っていないと思います。貧困なんてよその国の出来事という感覚でいるからこそ、こういう制度も知られないし、利用することがちょっと恥ずかしいことというような誤った感覚も出てくると思うんです。私どもの仕事は、そういう貧困というのは他人事じゃないよ、格差、雇用の問題というのは本当に大変な問題なんですよということをみんなに知っていただくのが仕事なので、そういった面でもそういうのが遅れているからこそ、ごくまれに取り上げると非常に反響が大きい。そういうのが遅れているからこそ、弁護士会でもこうやって取り上げなきゃいけないぐらいの大きな問題に膨れ上がってしまっているという点があると思います。

それから、今日ここに来て思っているのは、うちの会社もまだ力が足りていないというのが率直なところでして、弁護士会、日弁連で取り組まれているのと多分歩みを一にしているところで、ようやく立ち上がって進み始めたばかりかなという気がしています。この弁護士会の取り組みというのは、先ほど幸田さんがおっしゃいましたけれども、目標を立てて、それがどれぐらい達成しているのかということを示してやっていただけると、確かにそれをその都度マスコミもきちっとフォローして押さえて、今の問題が何かというのを世の中に問いかけることができるので、そういった取り組みをやっていただけると、我々としても助かるなと思っています。

三成議長

私は大阪府の労働委員会の公益委員をやっておりますが、雇用の問題では派遣の間

題が最近とくに多いようです。東京と比べ、人口比からすると圧倒的に東京が多いはずなのですが、人口比からしても大阪では労働委員会で扱う事件がかなり多いのです。これは弁護士の先生方はよく御存じだと思います。中小企業が多いとかいろいろなことがあるのだらうと思います。

弁護士の先生方も公益委員になられていて、一緒にそういう話をする場もありますが、議論していますと、確かに労働者サイドの保護の問題も非常に大事なのですが、雇うシステムの問題というのでしょうか、雇う側の問題というのもあって、現実の事件を見ていると、経営者サイドの大変さもいろいろあって、そこら辺りのバランスを考えていかざるを得ないところがあると思います。

派遣の問題というのは非常に難しいところがあって、先ほど裁判所が変な判決を出したものだから余計に悪くなったという事例があったのですが、派遣問題でも、派遣が続いて何年か雇用が続いたら採用しなさいとなる。それはよく分かるのだけれども、営者サイドからすると、派遣の雇用に関してとても控えめになるということが起こります。そういう点で、田渕さん、経営者のお立場から、雇用の問題に関してはいろいろお考えがあるかと思います。経営者サイドというと語弊があるかもしれませんが、そちらの角度から御意見を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

田渕委員

お話を聞かせていただきまして、私どもにとって非常にとっつきにくい部分かなと思いつつ聞いておりました。まず、先生のお話の1つと、私の意見を1つ聞いていただきたいと思っております。

まず、先生のお話でございしますが、東京の平均的な給料というのは600万ぐらいなんです。大阪は半分の300万ぐらいと言われていています。この辺で大きな違いが出ているんじゃないかなと思っています。

これは僕の東京の派遣会社の友達が言ってたんですが、その会社は大手ですが、2万人ぐらいの派遣社員を抱えているにもかかわらず、使える人間は50人もいないだろうと。あとの1万9,950人は、波に漂いながら次の仕事を探している。そういう人が先ほどのプアになるんじゃないかということをおっしゃいます。なぜそうなるんだという話は実際聞いておりませんが、うちの会社にもよく派遣でいろいろな方が来られるんですが、一同に言われるのは、自分の次の落ち着きどころを探したいということで来られます。しかし、そのレベルたるや、甚だ、ごめんなさいとこっちら言わなくてはいけないようなレベルの方が結構多いございまして、この辺、今から

遅いかもしれませんが、そういう部分の教育を十二分にすべきではないか。それは行政に対してもその辺をきっちりと理解していただかないといけない。

その次でございまして、子どもの貧困、女性の問題につきましても、ずっとお話を聞いたり、文書を読ませていただきましても、これはもう各家庭や個人の問題に起因するものが結構ありまして、それは一般の我々からは突っ込んでいけない部分が多うございます。行政とか国がこの中でどれをピックアップして、民間でない部分、個人でない部分からどうやって助けるのか。僕の個人的な言い方ではございますけれども、これは教育しかないのではないかと考えています。教育部門に特化して、こういうふうにならないというプロセスも何も分かりませんが、それは是非ともやっていただきたいというのが私なりの意見でございます。

三成議長

今日の弁護士会のほうから御提案いただいたテーマについては一応終わらせていただきます。

4 次回会議テーマについて

三成議長

次回会議のテーマですけれども、弁護士会のほうで何かお考えがありましたら聞かせいただけますでしょうか。

丹羽副会長

市民会議のバックアップチームを中心に検討して提案させていただきたいと思っているんですが、本年度 2010 年度は、6 月、11 月、2 月ということで、次回は 6 月になると思います。新しく 2011 年度の理事者のもとで開催ということになりますが、2009 年 5 月から裁判員裁判法が施行されて、第 1 号が 8 月からということでほぼ 2 年ということで、3 年たった後に検証ということがありますので、裁判員裁判の現状、課題、あるべき方向性について御報告をするということが一応現時点での御提案ということでございます。

三成議長

西島委員のほうから、消費者問題について扱ってもらえないかということを御提案いただいたようにお聞きしておるのですが、1 回に 2 つのテーマをやるというのはかなり難しいと思います。裁判員裁判のほうはアクチュアルな問題になってきていますので、消費者問題は大事な問題で一度は扱わないといけないと思うのですが、次々回

に延ばしてもよろしければ、次回は裁判員裁判ということでよろしいでしょうか。

西島委員

はい、結構です。

三成議長

では、次回については裁判員裁判をテーマとさせていただきます。その次については西島委員から御提案いただいている消費者問題を是非とも取り上げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

丹羽副会長

はい。

5 次回会議以降の日程について

三成議長

今年度は御案内のように6月、11月、今日という形で3回やらせていただきましたけれども、以前は4回やっていたとお話を伺いまして、委員としては3回、少ないほうがいいかなという気はしないでもないですけれども、テーマがあれば4回是非ともやっていただきたいと思います。しかし、今日もそうなのですが、弁護士会の方で準備されるのが相当大変な状況で、これを2カ月あるいは3カ月の間で準備するのはかなり厳しいとお聞きしています。ですので、来年度についても大体3回ぐらいということではいかがでしょうか。

(異議なし)

三成議長

では、来年度につきましても3回ぐらいということにさせていただきます。

日程ですが、6月20日、10月11日、2月27日ということで一応日程を入れさせていただきます。6月20日については確定していただいて、その後の10月と2月については、先生方あるいは弁護士会の御予定確認のうえ改めて調整するということを含んで一応御予定いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

6 閉会

金子会長

今日は2時から5時まで熱心な議論ありがとうございました。日弁連、大阪弁護士

会のほうも、この問題に関しては本当に試行錯誤でやっております。今日の御意見を参考にさせていただいて、また次年度に役立てたいと思います。私たち現執行部はあと1カ月ちょっとで終わりですけれども、次の執行部がまた引き継いでくれると思いますので、よろしく願いしたいということでございます。どうもありがとうございました。

三成議長

本日はどうもありがとうございました。

以上で、本日の議事を終了した。

平成 23 年 2 月 14 日